

5. 求める「措置」について

【求める措置】

長工期化した国営土地改良事業については、


国営事業が完了する以前において、「国営事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益のすべてが発生したと農林水産大臣が認める年度」を

農業振興地域の整備に関する法律施行令及び農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて事業の効果が全体的に発現する時点である「工事が完了した年度」の特例として位置付け、

農業振興地域整備計画の変更が可能となるよう求めるもの。

【効果】

地域の実情に応じた土地の効率的な利用が可能となり、農業振興と地域振興の両立に資することが期待できる。



地方公務員に対する 1か月を超え1年以内の期間を 対象とする変形労働時間制の適用

令和2年7月17日
寝屋川市

現行制度の概要

	現状
1 か月単位の変形労働時間 (労働基準法第32条の2)	変形労働時間制の運用による“寝屋川市版フレックスタイム制” (1 か月の総勤務時間の範囲内で日々の出退勤時刻や働く長さを設定し、申告する。任命権者は、申告を考慮して、公務の運営に支障のない範囲で勤務時間を割り振る。【令和元年10月1日運用開始】)
フレックスタイム制 (労働基準法第32条の3)	フレックスタイム制の清算期間の上限が、1 か月から3 か月に延長された。【平成31年4月1日施行】 ※地方公務員(企業職員・単純労務職員を除く。)は適用除外
1 年単位の変形労働時間 (労働基準法第32条の4)	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、公立学校の教育職員に適用可能とされた。【令和3年4月1日施行】 ※地方公務員(企業職員・単純労務職員を除く。)は適用除外

寝屋川市の働き方改革（一連の取組）

内容	説明
『業務の効率化』	「 “寝屋川市版フレックスタイム制”の活用 」、「 可変型窓口の導入 」など ⇒ 時期等による業務量の多寡に柔軟に対応 ⇒ 業務量の平準化 ⇒ 業務の効率化
『業務の断捨離』	「 見直しを行う業務のリスト化 」、「 予算編成方法の見直し 」など ⇒ 業務の断捨離（削減及び見直し）
⇒ 超過業務を表面化させる	
『職員の採用』	「『業務の効率化』及び『業務の断捨離』で削減できた人件費相当額」及び「表面化した超過業務に係る人件費相当額」を用いた職員の採用



望まない残業の解消

現行制度における支障

1人当たりの時間外勤務時間の事例（市民税担当11人）

（単位：時間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
50.5	9.8	10.3	7.2	1.4	1.6	2.1	2.4	1.6	4.7	33.3	39

地方税法において、市民税の申告期限、事業所等の給与支払報告書等の提出期限、納税通知書・特別徴収税額決定通知書の通知期限について定めがあるため、当初課税事務は、2月から4月までが繁忙になる。月をまたいだ勤務時間の調整が可能となれば、4月の総勤務時間を増やし、他の月の総勤務時間をその分減少させることで、超過勤務の縮減ができる。

「他の代替的な措置」の検討

定員の増員

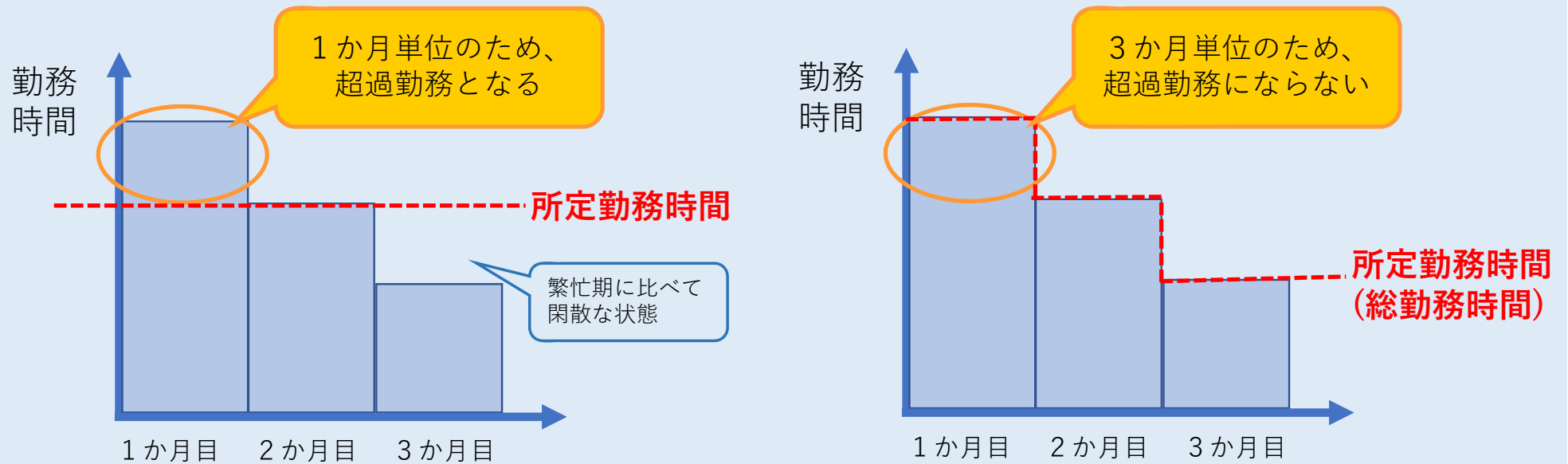
⇒繁忙期の業務量を基準に人員配置することは、総人件費（総コスト）の抑制に逆行する。

他部署からの応援

⇒当初課税業務は、本来的に当該部署が遂行すべき業務であり、応援になじまない。

求める措置

地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間（3か月）を対象とする 変形労働時間制（労働基準法第32条の4）の適用



望まない残業の解消を図る

制度改正による効果

【効果①】

月をまたいだ勤務時間の調整が可能となることで、時期による業務量の多寡に柔軟に対応



業務の効率化を一層に推進

【効果②】

ライフスタイルに合わせた働き方の実現を促進



多様な人材の確保

◎関連する様々な取組と相俟って、市民サービスの更なる向上につながる